

つくるよ！私たちのまち 一緒に考えようよ！「うきはの憲法」



(目的) うきは市の自治に関する基本的事項を定め、市民の権利や協働の役割と責務を明らかにすることにより、市民と行政の協働のまちづくりを実現することを目的とします。

ニュースレターNo.5で、9月初旬に条例の素案を公表することになっていましたが、これを10月初旬に延期させていただきます。大変申し訳ありません。今回は、条例の目的と基本としたい4つのことについて、その概要をご紹介します。皆さんも、協働のまちづくりを進めていく上で何が必要か、考えてみてください。

目的実現のため 基本としたいこと

交流と連携	情報の共有化	役割と責務	市民の権利
市民と市は、世代や地域を超えた交流と連携を推進して、まちづくりを行うことが大切です。	市は、まちづくりに関する情報をわかりやすく公開し、市民と情報を共有することが大切です。	市民と市は、それぞれの役割と責務を自覚して、積極的なまちづくりを行うことが大切です。	すべての市民が、まちづくりに参加する権利をもっていることを、再認識することが大切です。

●策定委員会のメンバー紹介●

より良いまちづくりのため、そして自分自身のために、みんな熱い思いで取り組んでいます！



矢野聡一郎さん →
(6区)

「まちづくり基本条例策定委員会」のメンバーとして参加させて頂いておりませんが、いろんな立場や考え方の人たちと意見を交わすことで、自分自身、大変勉強になっています。

「条例」という言葉からは、堅苦しくてシステムチックなものを連想する方もおられるかもしれませんが、条例や法律・憲法というのは、そこに住む人々が平等に、暮らしやすい環境をつくるための工夫や思いやりといった、人間的なものが根底に流れています。

自分たちの手で、自分たちのために、みんなで意見やアイデアを出しあって、より良い・より暮らしやすいうきは市をつくっていきましょう！



← 野上晃成さん
(5区)

私は生まれ育ったこの地の歴史や文化を大変誇りに思っています。昨年の合併によりうきは市が誕生しましたが、両町の魅力が融合し、将来誰もが心豊かに暮らせる市とならなければなりません。そのためには市民一人ひとりが主体的にまちづくりを考えていく必要があります。

今回、この委員会に参加したことで、私自身より真剣に自治について考えるようになりました。

これから我々が作成した条例の素案を公表し、講演会や座談会を通して市民の皆様の意見をいただいています。その過程においてうきは市民全体の自治意識が高揚していくことを期待しています。

●「みなさんの声」募集コーナー ～貴重なご意見ありがとうございます～



市民の皆さんからの声を大切に、より良い条例づくりに努めています。
庁舎ロビー設置のはがき「市長への声」、お手紙、メールなど様式は問いません。
どしどしご意見をお寄せ下さい。

■問合せ 市役所企画課 TEL 75-3111(291) E-mail: kikaku@city.ukiha.lg.jp